

平成31年1月21日
平成30年度第3回評議会

資料2

平成31年度保険料率について

< 目次 >

- I 平成31年度 健康保険料率について P. 3~12
- II 平成31年度 介護保険料率について P. 13~16
- III 今後のスケジュール P. 17~19
(保険料率の認可、広報)

I 平成31年度 健康保険料率について

1. 平成31年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

◆ 算定の前提となる事項

- 平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は **10%** （平成30年度平均保険料率を維持）
- 激変緩和率は **8.6/10** （平成30年度から1.4/10 引上げ）
- 変更は **4月納付分（3月分保険料）** から
- 保険料率については、**中長期**で考える

2. 第89回全国健康保険協会運営委員会 理事長発言要旨

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）

理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回
目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えてい
る。

3. 平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが多い。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば嬉しいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

4. 平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

| | |
|--------------------------|------|
| 意見書の提出なし | 9支部 |
| 意見書の提出あり | 38支部 |
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 18支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 13支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 6支部 |
| ④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし) | 1支部 |

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

5. 収支見込み（医療分）

◆ 平成29～31年度 収支見込み（医療分）

（単位：億円）

| | | 29年度 | 30年度 | | 31年度 | | 備考 |
|--------|----------|-----------|-------------------------|----------------|---------------------------------|----------------|--|
| | | 決算 (a) | 直近見込 (30年12月) (b) | 30-29 (b-a) | 政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) (c) | 31-30 (c-b) | |
| 収入 | 保険料収入 | 87,974 | 91,314 | 3,340 | 96,572 | 5,257 | 24-30年度保険料率：10.00% 31年度保険料率：10.00% |
| | 国庫補助等 | 11,343 | 11,850 | 507 | 12,110 | 261 | |
| | その他 | 167 | 179 | 12 | 600 | 421 | |
| | 計 | 99,485 | 103,343 | 3,858 | 109,282 | 5,939 | |
| 支出 | 保険給付費 | 58,117 | 60,206 | 2,089 | 64,373 | 4,167 | ○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率：9.46% |
| | 老人保健拠出金 | 0 | - | ▲0 | - | - | |
| | 前期高齢者納付金 | 15,495 | 15,262 | ▲233 | 15,257 | ▲5 | |
| | 後期高齢者支援金 | 18,352 | 19,516 | 1,164 | 20,971 | 1,455 | |
| | 退職者給付拠出金 | 1,066 | 208 | ▲858 | 2 | ▲206 | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲0 | |
| | その他 | 1,969 | 2,745 | 777 | 3,489 | 744 | |
| | 計 | 94,998 | 97,937 | 2,938 | 104,092 | 6,155 | |
| 単年度収支差 | | 4,486 | 5,406 | 920 | 5,190 | ▲216 | |
| 準備金残高 | | 22,573 | 27,979 | 5,406 | 33,169 | 5,190 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【平成31年度見込みのポイント】 赤字：財政負担が増える要素、青字：財政負担が減る要素

| | | 平成30年度比 (億円) | | 主な増加・減少要素 |
|----|-------|-----------------|------|------------------------|
| 収入 | 保険料収入 | [+5,257] | <増加> | 被保険者の増加、 標準報酬月額上昇 |
| | 国庫補助 | [+261] | <増加> | 補助対象の保険給付費が増加 |
| 支出 | 保険給付費 | [+4,167] | <増加> | 加入者数の増加、 1人当たり給付費増加 |
| | 拠出金等 | [+1,244] | <増加> | 高齢者医療費の増加等 |
| | | | <減少> | 退職者給付拠出金の減少 |

6. 平成31年度 福井支部の健康保険料率

◆ 平成31年度 福井支部健康保険料率



◆ 福井支部保険料率の算定

(端数整理により計数が整合しない場合がある) (単位: %)

| 医療給付費にかかる保険料率 (a) | 調整 (b) | | 調整後の医療給付費にかかる保険料率 (a+b) | 全国共通の保険料率 (c) | 所要保険料率 (a+b+c) | 激変緩和措置 (d) | 激変緩和措置後所要保険料率 (a+b+c+d) | 前々年度の精算等 (見込と実績の差) (e) | 福井支部保険料率 (a+b+c+d+e) |
|---|--------|-------|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|--|------------------------|----------------------|
| | 年齢調整 | 所得調整 | | | | | | | |
| 5.21 | ▲0.09 | ▲0.05 | 5.08 | 4.82 | 9.90 | 0.01 | 9.91 | ▲0.03 | 9.88 |
| 全国平均: 5.18% 用途: 医療機関等に支払う費用 (入院、入院外、歯科、調剤 等) | | | | 用途: 現金給付各種拠出金等 | 収支見込みに基づく料率 | 激変緩和率 8.6/10 | 平成29年度保険料率 見込による算定: 9.99 実績による算定: 9.96 | | |

平成31年度収支見込みに基づき算定
支部間の料率差を圧縮
実績に基づく精算

【見込と伸び率】 (単位: 百万円、()は平成30年度見込)

医療給付費: **37,879** (36,956) → 伸び率 **2.50%**

総報酬額: **726,694** (703,029) → 伸び率 **3.37%**

7. 保険料率の推移と平成31年度の状況

◆ 平成27～31年度の保険料率の推移

| | 医療給付費にかかる保険料率 (a) | 調整 (b) | | ① | | | 全国共通の 保険料率 (c) | 所要 保険料率 (a+b+c) | ② | | ③ | | 平均 保険料率 |
|--------|----------------------|--------|-------|------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------|---------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------|
| | | 年齢調整 | 所得調整 | 調整後の 医療給付費に かかる保険料率 (a+b) | 医療給付費に かかる保険料率 全国平均 | 医療給付費に かかる料率の 全国平均との差 | | | 激変緩和措置 (d) | 激変緩和措置後 所要保険料率 (a+b+c+d) | 前々年度の 精算等 見込と実績の差 (e) | 福井支部 保険料率 (a+b+c+d+e) | |
| 平成27年度 | 5.21 | ▲0.06 | ▲0.04 | 5.11 | 5.22 | ▲0.11 | 4.78 | 9.89 | 0.07 | 9.97 | ▲0.04 | 9.93 | 10.00 |
| 平成28年度 | 5.21 | ▲0.08 | ▲0.03 | 5.10 | 5.16 | ▲0.06 | 4.84 | 9.94 | 0.04 | 9.97 | ▲0.04 | 9.93 | 10.00 |
| 平成29年度 | 5.31 | ▲0.10 | ▲0.02 | 5.18 | 5.24 | ▲0.06 | 4.76 | 9.94 | 0.02 | 9.97 | 0.02 | 9.99 | 10.00 |
| 平成30年度 | 5.26 | ▲0.10 | ▲0.04 | 5.12 | 5.17 | ▲0.05 | 4.83 | 9.96 | 0.01 | 9.97 | 0.01 | 9.98 | 10.00 |
| 平成31年度 | 5.21 | ▲0.09 | ▲0.05 | 5.08 | 5.18 | ▲0.10 | 4.82 | 9.90 | 0.01 | 9.91 | ▲0.03 | 9.88 | 10.00 |

(端数整理により計数が整合しない場合がある)

◆ 平成31年度 福井支部の状況

- ① 医療給付費にかかる保険料率 ・ 30年度を0.04下回る（全国平均は、30年度を0.01上回る）
- ② 激変緩和措置 ・ 0.01影響した
- ③ 前々年度の精算 ・ 0.03の引下げに働いた

8. 前々年度の精算について

◆ 前々年度の精算

○ 前々年度の精算とは

支部ごとの保険料率を決めるときは、加入者1人当たりの医療給付費の「全国平均と支部平均の差」を見込みで算出し、その差が「支部ごとの保険料率の差」になるように計算します。

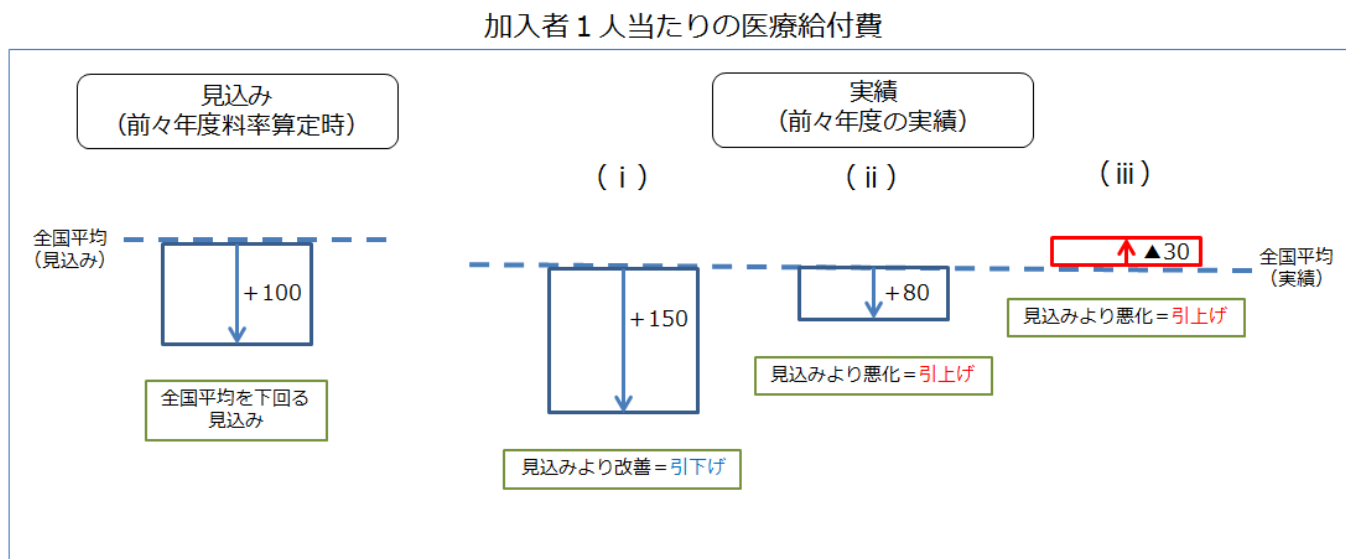
しかし、「全国平均と支部平均の差」は見込みと実績では異なるため、翌々年度保険料率算定時に精算を行うしくみとなっています。

この「全国平均と支部平均の差」の「見込みと実績の差」のことを「地域差分」といいます。

「地域差分」にかかる保険料率を精算年度の保険料率に反映させることで「前々年度の精算」を行います。

(地域差分 = 実績の全国平均との差 - 料率算定時(見込み)の全国平均との差)

○ 地域差分イメージ



(参考) 保険料率別の支部数等

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数（暫定版）

| 保険料率 (%) | 支部数 |
|----------|-----|
| 10.75 | 1 |
| 10.31 | 2 |
| 10.30 | 1 |
| 10.24 | 2 |
| 10.22 | 1 |
| 10.21 | 3 |
| 10.19 | 1 |
| 10.18 | 1 |
| 10.16 | 1 |
| 10.15 | 1 |
| 10.14 | 2 |
| 10.13 | 1 |
| 10.10 | 1 |
| 10.07 | 1 |
| 10.03 | 2 |
| 10.02 | 2 |
| 10.00 | 2 |
| 9.99 | 1 |
| 9.95 | 1 |
| 9.92 | 1 |
| 9.91 | 1 |
| 9.90 | 4 |
| 9.88 | 1 |
| 9.87 | 2 |
| 9.86 | 1 |
| 9.84 | 2 |
| 9.81 | 1 |
| 9.80 | 1 |
| 9.79 | 1 |
| 9.75 | 1 |
| 9.74 | 1 |
| 9.71 | 1 |
| 9.69 | 1 |
| 9.63 | 1 |

} 23

} 22

福井支部

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化（暫定版）

| 平成30年度保険料率 からの変化分 | | 支部数 |
|----------------------|--------|-----|
| 料率 (%) | 金額 (円) | |
| +0.14 | +196 | 1 |
| +0.08 | +112 | 1 |
| +0.07 | +98 | 3 |
| +0.06 | +84 | 1 |
| +0.05 | +70 | 4 |
| +0.04 | +56 | 4 |
| +0.03 | +42 | 2 |
| +0.02 | +28 | 3 |
| +0.01 | +14 | 3 |
| 0.00 | 0 | 7 |
| ▲0.01 | ▲14 | 1 |
| ▲0.02 | ▲28 | 3 |
| ▲0.04 | ▲56 | 1 |
| ▲0.05 | ▲70 | 4 |
| ▲0.06 | ▲84 | 3 |
| ▲0.07 | ▲98 | 1 |
| ▲0.08 | ▲112 | 2 |
| ▲0.09 | ▲126 | 1 |
| ▲0.10 | ▲140 | 2 |

} 22

} 18

福井支部

注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）の増額である。

Ⅱ 平成31年度 介護保険料率について

1. 平成31年度 介護保険料率

◆ 平成31年度のポイント

- 平成31年度政府予算案では、介護納付金は10,252億円で
前年度比で122億円増加の見込み
- 総報酬割の導入（30年度1/2→31年度3/4）
- 介護給付費の増加
- 消費税の引き上げに伴う介護報酬改定
- 4月納付分（3月分保険料）から変更する

◆ 平成31年度 介護保険料率（全支部共通）



◆ 介護保険料率の計算（健康保険法第160条 第16項）

$$\frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

各年度の介護保険料率は、この算式により得た率を基準として保険者が定める

2. 収支見込み（介護分）

◆ 平成29～31年度 収支見込み（介護分）

（単位：億円）

| | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 備考 |
|--------|-------|-------|------------------|--------------------------|---|
| | | 決算 | 直近見込 (30年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 8,680 | 8,665 | 10,169 | 29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ +122 |
| | 国庫補助等 | 1,174 | 879 | 504 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 9,854 | 9,545 | 10,673 | |
| 支出 | 介護納付金 | 9,858 | 10,130 | 10,252 | |
| | その他 | 0 | 18 | 0 | |
| | 計 | 9,858 | 10,148 | 10,252 | |
| 単年度収支差 | | ▲ 5 | ▲ 603 | 420 | |
| 準備金残高 | | 202 | ▲ 401 | 19 | |

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

（参考1：介護納付金、介護保険料率の推移）

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護納付金（億円） | 9,503 | 9,858 | 10,130 | 10,252 |
| 介護納付金 前年度比（億円） | [+532] | [+355] | [+272] | [+122] |
| 介護保険料率（%） | 1.58 | 1.65 | 1.57 | 1.73 |
| 介護保険料率 前年度比（ポイント） | [±0] | [+0.07] | [-0.08] | [+0.16] |

（参考2：「+122億円」について）

| |
|--|
| ・増加要素 介護給付費の増加 消費税の引き上げに伴う介護報酬改定 |
| 総報酬割の拡大（1/2→3/4）といった減少要因があるものの 全体としては122億円増加。 |

3. 加入者・事業主の保険料負担への影響 (健康保険料、介護保険料)

◆ 標準報酬月額**280**千円※ の場合の1カ月あたりの負担額比較

介護保険第2号被保険者に
該当しない場合

【40歳未満、65歳以上】

| | 健康保険料率 | 健康保険料 (全額) | 健康保険料 (折半額) |
|---------|--------------|----------------|----------------|
| 平成30年度 | 9.98% | 27,944円 | 13,972円 |
| 平成31年度 | 9.88% | 27,664円 | 13,832円 |
| 平成30年度比 | ▲0.10 | ▲280円 | ▲140円 |

介護保険第2号被保険者に
該当する場合

【40歳以上65歳未満】

| | 健康+介護 保険料率 | 健康+介護保険料 (全額) | 健康+介護保険料 (折半額) |
|---------|---------------|------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 11.55% | 32,340円 | 16,170円 |
| 平成31年度 | 11.61% | 32,508円 | 16,254円 |
| 平成30年度比 | 0.06 | 168円 | 84円 |

※ 1カ月の給与の総支給額が270千円以上290千円未満の方が該当

Ⅲ 今後のスケジュール（保険料率の認可、広報）

1. 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

| | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|--|---|--|
| 運営委員会 | <div style="text-align: center;">1/31</div> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成31年度保険料率について〈付議〉 （都道府県単位保険料率等の決定） ②定款変更について〈付議〉 ③平成31年度保険料率に関する広報について | <div style="text-align: center;">2/27 (予備日)</div> | <div style="text-align: center;">3/20</div> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成31年度事業計画・予算の決定 〈付議〉 ②支部事業計画の報告 |
| 支部評議会 | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">支部長からの 意見の申出</div> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位保険料率 ・H31支部事業計画 （支部の独自事業など） ・H31予算 （支部保険者機能強化予算） </div> | | |
| その他 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div> | |
| (備考) 国 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">激変緩和率 の提示</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険料率 の認可等</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業計画、 予算の認可等</div> |

※運営委員会の議題については、平成30年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

2. 平成30年度 保険料率改定に係る広報スケジュール (予定)

